

令和 4 年度

教育後援会定期総会
(評 議 員 会)

議 事 概 要

武 庫 川 女 子 大 学
武庫川女子大学短期大学部

教育後援会

日 時 令和4年6月4日（土）14：30～16：00

場 所 公江記念講堂

内 容

1. 開 会

〔田中学生部次長〕

出席者紹介

①教育後援会役員

②大学関係者



出席者数報告

本日の出席者 206 名、委任状提出者 402 名、
評議員総数 670 名に対し、出席者・委任状提出者合計が 608 名と過半数に達しておりますので、
本会の成立をご報告いたします。

2. 挨拶

〔安倍会長〕

本日はお忙しい中、教育後援会定期総会（評議員会）にご出席いただきありがとうございます。
また、学院長、学長をはじめ、学科の先生がた、事務局、教学局の皆さま、日頃より大変お世話
になっております。

教育後援会は、1965 年の発足より、学生の皆さんがより良い環境で学生生活を送れますよう
活動しております。

具体的には、学内の施設・設備の充実、体育祭や文化祭など学友会活動の支援、就職活動の支援、
そして父母等の皆さまに向けて教育懇談会を地域別に開催しております。

この地域別教育懇談会は、例年、金沢、広島、高松、福岡、本部会場にて開催しております。
ここ 2 年間はコロナ禍のため、令和 2 年度は開催を中止し、令和 3 年度は zoom によるオンライ
ン個人懇談という新しい形で開催いたしました。

今年度は 3 年ぶりに対面での実施を予定しております。個人懇談や就職内定者による体験談な
ど、父母等の皆さまには学内のことや就職状況を身近に知っていただく機会となっておりますの
で、ぜひご参加をご検討いただきたいと存じます。

取り巻く環境の変化に対応しながら、学生の皆さんがより良い環境で学生生活を送れますよう、
支援して参りたいと考えております。今後とも皆さまのお力添えを賜りますよう、お願い申し上
げます。

〔瀬口学長〕

平素は本学教育活動にご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、教育後援会総会（評議員会）は、昨年、一昨年と対面による審議を行うことができず書面審議を余儀なくされました。感染者数もここにきてようやく落ち着いてきており、政府や地方公共団体も規制の緩和に動き出しておりますことから、ソーシャルディスタンス、消毒、マスク着用などを遵守した上で、今年度の教育後援会総会を3年ぶりに対面で行うことになりました。

昨年度は、教育後援会会長 安倍様、副会長 小司様、野村様をはじめ役員の皆様、会員の皆様にはコロナ禍の状況下にも拘わりませず、本学に多大なお力添えをいただきましたことを衷心より御礼申し上げます。本年度につきましては、会長に野村様、副会長に辻村様、宗利様をはじめ新役員の皆様にご尽力いただきます。ウィズコロナの状況ですが、学生が充実した学びと学友会活動や就職活動等ができますよう教育後援会として格別のご支援を賜りますようお願いいたします。

現在も感染防止対策やPCR検査等を講じながら、実験、実習、実技、演習、ゼミ活動、少人数での授業など全授業の7割程度を対面授業または対面とオンラインとを併用したハイブリッド型授業で実施しています。受講者が多くなる講義形式の科目については、安全面を第一とした上で遠隔授業を継続しています。教員には授業の方法の如何に問わず、教育の質を担保することを督励しています。

図書館、語学学習室、コンピュータ室、自習室をはじめとする学内施設は感染防止対策を講じながら開放し、学生に積極的な活用を促しています。丹嶺学苑研修センターでの初年次研修も4月から再開しました。学友会の活動も感染防止対策を講じながら、活動の幅を広げています。

本学ホームページにはトピックス、イベント、ニュース欄等で、学生たちの活躍を記載しておりますので是非ご覧ください。

以下、本学の最近の動向について2点ご報告いたします。

(1) オンライン留学の実施、そして海外留学の再開へ

コロナ禍のため、海外留学は実施を見送っておりましたが、この間も学びを止めることなく、オンラインでのアメリカ分校留学が実現しました。スポケーンにある本学のアメリカ分校 MUSC の教員の努力でライブ型のリアルタイム授業、Web 上の仮想クラスルームでのディスカッションなど、時間と場所の制約を問わない遠隔の特徴を生かしつつ、現地留学に相当する質の高い教育に取り組んでまいりました。

このところの国内外でのコロナの感染状況の改善等から、9月から、待ちに待った現地留学を再開することにし、英語文化学科、英語キャリア・コミュニケーション学科、経営学科、教育学科が出發します。これまで留学を希望しても叶わなかった多くの学生が参加を希望しています。MUSC の教員も学生の到着を楽しみにしています。

(2) 武庫川女子大学の進化

3年前に開設した3つの学部：食物栄養科学部（食物栄養学科、食創造科学科の2学科体制）、経営学部、建築学部（建築学科、景観建築学科の2学科体制）の学生が現在3年生となり、目的意識をもって頑張っています。女性活躍を担う活躍を今から期待しています。更に、現在文部科

学省に認可の申請を行っていますが、来年4月には、文学部の心理・社会福祉学科を心理・社会福祉学部として独立させ、心理学科と社会福祉学科の2学科体制とします。生活環境学部の情報メディア学科を独立させ、社会情報学部とし情報メディア専攻と情報サイエンス専攻の2専攻体制にします。健康・スポーツ科学部にスポーツマネジメント学科を新たに設け、健康・スポーツ科学科との2学科体制にします。認可後は、12学部19学科へと進化した女子総合大学となります。

コロナ禍という社会の有り様が急変する時代の転換点にあって、学生が時代のトップランナーとして社会で活躍してくれることを大いに期待しています。

最後になりますが、今後とも、本学の教育と学生支援に教育後援会の皆様の一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

3. 議長選出

慣例により教育後援会会長(安倍会長)を議長に指名。

4. 協 議

(1) 令和3年度 事業並びに決算報告について

事業報告を教育後援会庶務(立花)が説明。

決算報告を教育後援会会計(景山)が説明。

(2) 令和3年度 監査報告について

長田監事が「適正に執行されていることを確認した」旨報告、拍手をもって承認される。

(3) 令和3年度 学生傷害見舞金・事故対策費積立金・奨学金 決算報告について

学生傷害見舞金・事故対策費積立金・奨学金 決算報告を教育後援会庶務(田中)が説明。

(4) 令和3年度 学生傷害見舞金・事故対策費積立金・奨学金 監査報告について

長田監事が「適正に執行されていることを確認した」旨報告、拍手をもって承認される。

【質疑応答】

特になし

(5) 令和4年度役員選出について

坂井 真紀 役員選考委員長から、選考委員会を代表し役員候補者が発表され、全会に諮られ、拍手をもって承認される。

令和4年度 教育後援会役員

顧問	大河原 量 (学院長)	瀬口 和義 (学 長)
会 長	野村 明子 (大英4年)	
副 会 長	辻村 智子 (新教2年) 徳重 あつ子 (学生部長)	宗利 真奈美 (短英新2年)
監 事	小司 かおり (新薬6年)	長谷川 有紀 (大環1年)
庶 務	加藤 命受 (大日1年)	亀井 具代 (経営1年)
	松本 麻衣子 (大情1年)	多田 祥治 (学生部次長)
	立花 弘資 (学生課長)	
会 計	村上 美穂 (新教2年)	景山 峰司 (財務課長)

支 部 長

北陸支部	山本 将也 (大応4年)
中国支部	神保 健一 (大日3年)
四国支部	西野 暁子 (新薬4年)
九州支部	中原 登 (新薬3年)

令和4年度 学生傷害見舞金運営委員会

運 営 委 員	野村 明子 (大英4年)	辻村 智子 (新教2年)
	宗利 真奈美 (短英新2年)	徳重 あつ子 (学生部長)
	田中 明 (学生部次長)	多田 祥治 (学生部次長)
	立花 弘資 (学生課長)	簗内 以和夫 (校 医)
	玉田 健二 (経理部長)	

(6) 挨拶 旧役員代表

〔安倍会長〕

旧役員を代表してご挨拶申し上げます。

本日の定期総会をもちまして、役員退任の運びとなりました。学院長、学長をはじめ学科の先生がた、事務局、教学局の皆さま、大変お世話になりありがとうございました。父母等の皆さまには、教育後援会の活動にご理解・ご協力を賜り、改めて感謝申し上げます。

武庫川学院そして教育後援会のますますのご発展と、皆さまのご健康をお祈り申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

新旧役員の交代

新役員代表 挨拶

【野村会長】

新役員を代表してご挨拶申し上げます。

私達新役員をご承認いただきありがとうございます。精一杯努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

来る8月、9月に3年ぶりに地域別教育懇談会の対面での実施を予定しております。地域別教育懇談会では、父母等の方へ向けて教育の現状、就職活動や学生生活などに関する情報をお伝えし、学生と父母等の皆様の不安や疑問を解決できますようプログラムを用意しております。7月の中旬にご案内を送付いたしますので、多くの皆様にご参加いただけますようご案内させていただきます。

新役員一同、学院と連携し、学生の皆さんがより良い環境で有意義な学生生活を送れますよう支援して参ります。今後共、皆様のお力添えをいただけますようどうぞよろしくお願いいたします。

教育後援会新会長（野村会長）に議長をお願いする。

（7）令和4年度 事業（案）並びに予算（案）審議について

事業（案）を教育後援会庶務（立花）が説明。

予算（案）を教育後援会会計（景山）が説明。

（8）令和4年度 学生傷害見舞金・事故対策費積立金・奨学金事業について

学生傷害見舞金・事故対策費積立金・奨学金事業（案）、予算（案）を教育後援会庶務（立花）が説明。

拍手をもって承認される。

【質疑応答】

特になし

5. 挨拶

【徳重学生部長】

今年度、学生部長ならびに教育後援会副会長を拝命いたしました徳重でございます。

本日は、お忙しい中、遠方からも多数お集まりいただき、ありがとうございました。

コロナ禍での大学生活とのことで、非常にご心配されていることと存じます。学友会活動におきましては、一時は休止せざるを得ない状況の時もございましたが、現在では、平常化に向けて動き出してきておりますこと、ご報告申し上げます。

先日、5月14日、15日の両日、第58回という伝統ある体育祭につきまして、対面とオンライ

ンのハイブリッドとなりましたが、無事に執り行うことができました。3年ぶりの応援合戦では、伝統の灯が消えてしまうという危機感がある中で、食物栄養学科と食創造科学科の合同チームの皆さんが、伝統をつないでくださいました。クラブ発表を含め、マスクをはずすような場面があるものについては、前後でPCR検査を行って安全を確保いたしました。その結果、クラスター等発生するようなことなく、無事に終えることができました。

昨年度の文化祭の際にも、必要なものにはPCR検査を行っております。このような検査の費用として、教育後援会よりご支援をいただいております。

また、授業やクラブ活動等でのケガについて支援をいただいております傷害見舞金は、万一の時の安心につながっており大変ありがたく、この場をお借りして感謝申し上げます。

まだまだ、コロナ収束の声が聞こえてこない段階ではございますが、感染の状況を見ながら、ご息女が充実した学生生活を送ることができますよう、教職員一同頑張っておりますので、引き続きご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

事業計画の中にもございましたが、8月、9月の地域別教育懇談会には、是非ご出席賜りますようお願い申し上げます。本日はご出席ありがとうございました。

6. 閉 会

〔田中学生部次長〕

令和3年度 教育後援会事業報告

1. 令和3年6月 令和3年度 定期総会（評議員会）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催を中止。
2. 令和3年6月 定期総会（評議員会）にて議決の必要な議案についての書面審議を実施。評議員628名の父母等の皆様へ書面審議を依頼。528名の評議員から回答があり、過半数以上の提出により書面による総会は成立。
3. 令和3年6月5日(土) 令和3年度 臨時役員会
 - (1) 場 所 : 中央キャンパス 中央図書館8階 C-807 10:00 ~ 12:00
 - (2) 内 容 : ①令和3年度教育後援会定期総会（評議員会）書面審議について
②役員の引継ぎについて
③地域別教育懇談会の実施方法見直しについて
④Zoom テストデモについて
⑤その他
4. 令和3年7月10日(土) 令和3年度 教育後援会役員会（支部長参加）
 - (1) 場 所 : 中央キャンパス 文学2号館5階 L2-52 14:00 ~ 16:00
 - (2) 内 容 : ①令和3年度 教育後援会定期総会（評議員会）書面審議結果について
②支部長の交代について
③令和3年度 地域別教育懇談会の充実について
④その他
 - ・東京オリンピック内定2選手の学内掲出について
 - ・PCR検査実施について
 - ・卒業記念品について
5. 令和3年8月～9月 地域別教育懇談会（福岡、広島、金沢、高松、中央キャンパス）

緊急事態宣言の発出により、対面での実施を中止。
開催方法については、「全体会」は中止、「個人懇談」はZoomによるオンラインでのみ実施。なお、地方会場にて「就職相談」「教職相談」を申し込まれた方は、開催日を延期。

- ・令和3年8月28日(土) 地域別教育懇談会「福岡」Zoom 懇談開催 15:00 ~

申 込 組 数	: 15 組 (18 名)
全体会 申込組数	: 15 組
Zoom 懇談申込組数	: 12 組 (出席 9 組、欠席 0 組、辞退 3 組)

- ・令和3年8月29日(日) 地域別教育懇談会「広島」Zoom 懇談開催 15:00 ~

申 込 組 数	: 17 組 (24 名)
全体会 申込組数	: 17 組
Zoom 懇談申込組数	: 9 組 (出席 8 組、欠席 0 組、辞退 1 組)

- ・令和3年9月4日(土) 地域別教育懇談会「金沢」Zoom懇談開催 15:00～

申 込 組 数	: 23組 (40名)
全体会申込組数	: 23組
Zoom懇談申込組数	: 19組 (出席 8組、欠席 5組、辞退 6組)

- ・令和3年9月11日(土) 地域別教育懇談会「高松」Zoom懇談開催 15:00～

申 込 組 数	: 36組 (55名)
全体会申込組数	: 35組
Zoom懇談申込組数	: 26組 (出席 21組、欠席 0組、辞退 5組)

- ・令和3年9月25日(土) 地域別教育懇談会「本部」Zoom懇談開催

「個人懇談」13:00～	申 込 組 数 : 160組 Zoom懇談出席組数 : 136組
「就職相談」13:00～	申 込 組 数 : 72組 Zoom懇談出席組数 : 62組
「教職相談」9:30～	申 込 組 数 : 34組 Zoom懇談出席組数 : 12組
「学生生活相談」10:00～	申 込 組 数 : 30組 Zoom懇談出席組数 : 11組

- ・令和3年10月2日(土) 地域別教育懇談会「地方（就職・教職）」Zoom懇談開催

「就職相談」13:00～	申 込 組 数 : 25組 Zoom懇談出席組数 : 12組
「教職相談」15:00～	申 込 組 数 : 9組 Zoom懇談出席組数 : 3組

6. 令和3年10月16日(土) 教育後援会予算執行状況中間報告会

- (1) 場 所 : 中央キャンパス 文学2号館5階 L2-52 14:00～16:00
- (2) 内 容 : ①教育後援会事業・予算の執行状況について(中間報告)
②傷害見舞金予算の執行状況について(中間報告)
③その他
・教育後援会奨学金について
・卒業記念品(ふくさ)について

7. 令和4年1月22日(土) 令和3年度 臨時役員会

- (1) 場 所 : 中央キャンパス 文学2号館5階 L2-52 14:00～16:00
- (2) 内 容 : ①令和3年度 教育後援会予算執行状況について
②令和3年度 補正予算(案)について
③令和3年度 更正予算(案)について
④その他
・教育後援会からのPCR検査補助について

8. 令和4年3月5日(土) 令和3年度教育後援会役員会(令和4年度予算編成)
- (1) 場 所 : 中央キャンパス 文学2号館5階 L2-52 14:00 ~ 16:00
- (2) 内 容 : ①令和3年度 傷害見舞金の状況について
②令和3年度 教育後援会奨学金の状況について
③令和3年度 教育後援会予算執行状況について
④令和4年度 教育後援会予算の概要について
⑤役員会等日程について
9. 令和4年4月15日(金) 令和3年度 学生傷害見舞金運営委員会
- (1) 場 所 : 中央キャンパス 東館地下1階 学生課横会議室 10:00 ~ 12:00
- (2) 内 容 : ①令和3年度 学生傷害見舞金事業ならびに収支決算報告について
②令和3年度 事故対策費積立金収支決算報告について
③令和4年度 学生傷害見舞金収支予算(案)について
④令和4年度 事故対策費積立金収支予算(案)について
10. 令和4年5月14日(土) 令和3年度教育後援会会計監査及び役員会
- [会計監査] 13:00 ~ 14:00
- (1) 場 所 : 中央キャンパス 文学2号館5階 L2-52
- [役員会] 14:00 ~ 16:00
- (1) 場 所 : 中央キャンパス 文学2号館5階 L2-52
- (2) 内 容 : ①監査報告について
②令和3年度 事業報告及び決算について
③令和4年度 事業計画(案)及び予算(案)について
④令和4年度 教育後援会役員(案)について

以上

令和3年度
教育後援会 収支決算書
令和3年4月1日～令和4年3月31日

収入の部

(単位:円)

科 目	更正予算額(A)	決算額(B)	差異(A)-(B)	摘 要
1.会費収入	67,173,000	67,261,500	△ 88,500	
(1)会費	64,897,000	64,984,500	△ 87,500	3,500円×18,567名 (第1回 9,337名、第2回 9,230名) 新入生 1,000円×2,277名
(2)入会金	2,276,000	2,277,000	△ 1,000	
2.預金利子	200	880	△ 680	預金利息
3.前年度繰越金	24,812,438	24,812,438		
収入の部合計	91,985,638	92,074,818	△ 89,180	

支出の部

科 目	更正予算額(A)	決算額(B)	差異(A)-(B)	摘 要
1.事務費	5,161,000	5,368,520	△ 207,520	
(1)消耗品費	160,000	153,551	6,449	事務用品、トナー、コピー用紙等
(2)通信運搬費	2,778,000	2,727,544	50,456	教育後援会ニュース、リビエール等送料
(3)事務運営費	2,200,000	2,482,695	△ 282,695	事務補助人件費
(4)雑費	23,000	4,730	18,270	両替手数料
2.会議費	4,442,000	3,932,287	509,713	
(1)総会費	3,943,000	3,454,659	488,341	総会・評議員会書面審議(概要印刷、依頼文書印刷等)
(2)役員会費	499,000	477,628	21,372	事業計画及び予算会議諸費、地域別旅費等
3.事業費	57,489,600	50,864,374	6,625,226	
(1)学生生活環境充実費	2,022,000	2,218,150	△ 196,150	行事用ベルトパーテーション補充費
(2)国際交流費	231,000	231,000	0	MUSCホストファミリー受入補助
(3)研修費	800,000	21,330	778,670	学生研修引率等
(4)印刷製本費	1,154,000	1,291,346	△ 137,346	後援会ニュース 16号等
(5)保健衛生費	2,315,000	1,659,445	655,555	健康診断補助要員補助等
(6)教育懇談会経費	5,271,000	5,334,542	△ 63,542	教育懇談会五会場(会場キャンセル費、案内他)
(7)キャリア支援費	14,799,000	10,847,610	3,951,390	就活特訓、集団面接講座、JOB GUIDE BOOK作成等
(8)学生諸活動補助費	19,032,600	18,437,737	594,863	クラブ引率旅費、体育祭・文化祭補助等
(9)学生傷害見舞金補助費	1,000,000	1,000,000	0	「事故対策費積立金」への繰り入れ
(10)PCR検査補助費	5,000,000	5,000,000	0	PCR検査補助額「本会計」への繰り入れ
(11)式典関係補助費	4,865,000	4,823,214	41,786	新入生記章、卒業バインダー、卒業記念品(ふくさ)
(12)防災費	1,000,000	0	1,000,000	防災関連備品準備費
4.予備費	700,000	0	700,000	
5.次年度繰越金	24,193,038	31,909,637	△ 7,716,599	
支出の部合計	91,985,638	92,074,818	△ 89,180	

会計監査の結果相違ありません。

令和4年5月14日

監事 長 田 奈 緒 美 ⑨

監事 村 上 美 穂 ⑨

令和3年度
教育後援会学生傷害見舞金収支決算書
令和3年4月1日～令和4年3月31日

(単位:円)

科 目	予算額(A)	決算額(B)	差異(A)-(B)	摘 要
1.会費収入	4,796,000	4,810,500	△ 14,500	500円× 9,621名
(1)大学院・専攻科	141,000	142,000	△ 1,000	500円× 284名(院 276名、専 8名)
(2)大学・短大部	4,655,000	4,668,500	△ 13,500	500円× 9,337名(大 8,361名、短 976名)
2.預金利子収入	50	57	△ 7	普通預金利子
3.前年度繰越金	2,723,606	2,723,606	0	
収入の部合計	7,519,656	7,534,163	△ 14,507	

科 目	予算額(A)	決算額(B)	差異(A)-(B)	摘 要
1.傷害見舞金支出	1,000,000	610,695	389,305	正課中 14件、学友会活動中 35件 合計 49件
2.施設賠償責任保険金支出	390,480	390,480	0	【対人保険料率】 $864.0 \times (4.26 + \triangle 0.04) \times 9,592 \text{名} \div 100$ 【対物保険料率】 $56.80 \times (7.51 + \triangle 0.03) \times 9,592 \text{名} \div 100$
3.事務費支出	30,000	7,720	22,280	為替手数料
4.事故対策費積立金への繰入支出	3,400,000	3,400,000	0	
5.予備費支出	500,000	0	500,000	
6.次年度繰越金	2,199,176	3,125,268	△ 926,092	
支出の部合計	7,519,656	7,534,163	△ 14,507	

令和3年度
教育後援会事故対策費積立金収支決算書
令和3年4月1日～令和4年3月31日

(単位:円)

科 目	予算額(A)	決算額(B)	差異(A)-(B)	摘 要
1.学生傷害見舞金からの繰入収入	3,400,000	3,400,000	0	
2.教育後援会からの補助収入	1,000,000	1,000,000	0	
3.受取利息・配当金収入	3,500	3,992	△ 492	
4.前年度繰入金	0	0	0	
収入の部合計	4,403,500	4,403,992	△ 492	

科 目	予算額(A)	決算額(B)	差異(A)-(B)	摘 要
1.教育後援会奨学金への支払支出	4,647	4,647	0	前年度積立金会計の運用果実
2.事故対策費積立金への繰入支出	4,398,853	4,399,345	△ 492	
3.次年度繰越金	0	0	0	
支出の部合計	4,403,500	4,403,992	△ 492	

【事故対策費積立金残高内訳】

令和4年3月31日現在

種別(銘柄)	金 額	摘 要
普通預金	¥16,364,187	年間利率(0.001%)
定期預金	¥100,000,000	1ヶ月・3ヶ月利率・大口定期(0.002%)
(有価証券)		
千葉県平成30年度第7回公募公債	¥10,000,000	年間利率(0.02%) 償還日(2024年2月23日) 時価(額面100円当たり 99.9811円)
兵庫県令和元年度第15回公募公債	¥30,000,000	年間利率(0.001%) 償還日(2024年10月23日) 時価(額面100円当たり 99.9005円)
合 計	¥156,364,187	

令和3年度
教育後援会奨学金収支決算書
令和3年4月1日～令和4年3月31日

収入の部

(単位:円)

科 目	予算額(A)	決算額(B)	差異(A)-(B)	摘 要
1. 奨学金基金	4,647	4,647	0	事故対策費積立金より繰入
2. 奨学金返済収入	384,200	245,600	138,600	当該年度返済額
3. 預金利子	100	76	24	
4. 前年度繰越金	8,912,320	8,912,320	0	
収入の部合計	9,301,267	9,162,643	138,624	

支出の部

科 目	予算額(A)	決算額(B)	差異(A)-(B)	摘 要
1. 奨学金	1,500,000	0	1,500,000	
2. 事務費	100,000	440	99,560	
3. 次年度繰越金	7,701,267	9,162,203	△ 1,460,936	
支出の部合計	9,301,267	9,162,643	138,624	

会計監査の結果相違ありません。

令和4年5月14日

監事 長 田 奈 緒 美

⑨

監事 村 上 美 穂

⑨

令和4年度 教育後援会事業計画

1. 令和4年度定期総会（評議員会）
日時：令和4年6月4日(土) 14：30～
場所：中央キャンパス 公江記念講堂
議題：①令和3年度事業報告及び決算報告について
②令和4年度役員選出について
③令和4年度事業計画(案)及び予算(案)について
④その他
2. 7月に「総会議事概要」及び「地域別教育懇談会開催について(案内)」を全父母等に発送予定
3. 令和4年度教育後援会役員会
日時：令和4年7月9日(土)予定

4. 地域別教育懇談会を下記の日程で実施の予定。
学科教員と父母等との個人懇談を主に、疑問や意見について相談する機会。

場 所	日 程	会 場 名
広 島	8 月 27 日 (土)	リーガロイヤルホテル広島
福 岡	8 月 28 日 (日)	福岡ガーデンパレス
金 沢	9 月 3 日 (土)	ANA クラウンプラザホテル金沢
高 松	9 月 11 日 (日)	リーガホテルゼスト高松
本 部	9 月 24 日 (土)	大学（中央キャンパス）

《スケジュール》 ・ 各地域会場 13：00 ～ 全体会
14：10 ～ 学科全体会・個人懇談

・ 本部会場 10：30 ～ 全体会（就職講演）
13：00 ～ 学科全体会
14：45 ～ 個人懇談・キャンパス見学・各種相談

※今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、開催中止または内容を変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。

5. 予算執行状況中間報告会
日時：令和4年10月15日(土)を予定
6. 「教育後援会ニュース No17」発行 令和5年2月頃を予定
7. 令和5年度予算編成会議
日時：令和5年3月4日(土)予定
8. 学生傷害見舞金運営委員会
日時：令和5年4月下旬予定
議題：①令和4年度学生傷害見舞金決算報告
②令和5年度学生傷害見舞金事業予算(案)審議
9. 教育後援会会計監査・役員会
日時：令和5年5月上旬予定

以上

令和4年度 教育後援会学生傷害見舞金事業計画

正課中の事故による傷害及び本学公認団体並びに公認ボランティア団体の正規の活動中の事故による傷害に対して、見舞金を給付する。

1. 申請受付・給付（通年・随時）
2. 傷害見舞金運営委員会開催 4月
＊ 決算及び事業計画・予算について
3. その他

令和4年度 教育後援会奨学金事業計画

経済的理由により、学業の達成が困難であると認められるものに対し、授業料の一部を貸与して、学業の達成を援助する。

1. 募集 出願期間 9月16日（金）～10月13日（木）
2. 選考委員会開催 11月中旬
3. 奨学金交付 12月上旬

令和４年度
教育後援会 収 支 予 算 書
令和4年4月1日～令和5年3月31日

収入の部

(単位:円)

科 目	4年度予算額(A)	3年度更正予算額(B)	差異(A)-(B)	摘 要
1.会費収入	69,662,500	67,173,000	2,489,500	
(1)会費	67,098,500	64,897,000	2,201,500	R4会費 3,500円×19,171名 (第1回 9,627名、第2回 9,544名) R3会費 3,500円×18,542名 (第1回 9,310名、第2回 9,232名)
(2)入会金	2,564,000	2,276,000	288,000	R4入会金 1,000円×2,564名 R3入会金 1,000円×2,276名
2.預金利子	200	200	0	令和4年 普通預金金利 0.001%
3.前年度繰越金	31,909,637	24,812,438	7,097,199	
収入の部合計	101,572,337	91,985,638	9,586,699	

支出の部

科 目	4年度予算額(A)	3年度更正予算額(B)	差異(A)-(B)	摘 要
1.事務費	5,365,000	5,161,000	204,000	
(1)消耗品費	160,000	160,000	0	事務用品、トナー、コピー用紙等
(2)通信運搬費	2,990,000	2,778,000	212,000	教育後援会ニュース、リビエール等送料
(3)事務運営費	2,200,000	2,200,000	0	事務補助人件費
(4)雑費	15,000	23,000	△ 8,000	他校調査等・両替手数料
2.会議費	7,785,000	4,442,000	3,343,000	
(1)総会費	6,849,000	3,943,000	2,906,000	総会・評議員会開催(概要印刷、案内、旅費等)
(2)役員会費	936,000	499,000	437,000	事業計画及び予算会議諸費、地域別旅費等
3.事業費	61,646,000	57,489,600	4,156,400	
(1)学生生活環境充実費	197,000	2,022,000	△ 1,825,000	丹嶺学苑設備補助費
(2)国際交流費	273,000	231,000	42,000	MUSCホストファミリー受入補助
(3)研修費	1,520,000	800,000	720,000	学生研修引率、マリン講習会等
(4)印刷製本費	1,328,000	1,154,000	174,000	学生生活Q&A印刷費、後援会ニュース 17号作成費等
(5)保健衛生費	2,839,000	2,315,000	524,000	健康診断補助要員、朝食・夕食補助等
(6)教育懇談会経費	6,633,000	5,271,000	1,362,000	教育懇談会五会場(会場費、案内、旅費他)
(7)キャリア支援費	14,187,000	14,799,000	△ 612,000	就活特訓、集団面接講座、プレシメントブック作成等
(8)学生諸活動補助費	21,620,000	19,032,600	2,587,400	クラブ引率旅費、体育祭・文化祭・記念講堂設営補助等
(9)学生傷害見舞金補助費	1,000,000	1,000,000	0	「事故対策費積立金」への繰り入れ
(10)PCR検査補助費	6,173,000	5,000,000	1,173,000	PCR検査補助額「本会計」への繰り入れ、機器保守
(11)式典関係補助費	4,876,000	4,865,000	11,000	新入生記章、卒業バインダー、卒業記念品(ふくさ)
(12)防災費	1,000,000	1,000,000	0	防災関連備品準備費
4.予備費	700,000	700,000	0	
5.次年度繰越金	26,076,337	24,193,038	1,883,299	
支出の部合計	101,572,337	91,985,638	9,586,699	

令和4年度
教育後援会学生傷害見舞金収支予算書
令和4年4月1日～令和5年3月31日

(単位:円)

科 目	4年度予算額(A)	3年度予算額(B)	差異(A)-(B)	摘 要
1.会費収入	4,948,000	4,796,000	152,000	500円×9,896名
(1)大学院・専攻科	134,500	141,000	△ 6,500	500円× 269名 (院 263名、専 6名)
(2)大学・短大部	4,813,500	4,655,000	158,500	500円×9,627名 (大 8,898名、短 729名)
2.預金利子収入	50	50	0	普通預金利子
3.前年度繰越金	3,125,268	2,723,606	401,662	
収入の部合計	8,073,318	7,519,656	553,662	

<支出の部>

科 目	4年度予算額(A)	3年度予算額(B)	差異(A)-(B)	摘 要
1.傷害見舞金支出	1,000,000	1,000,000	0	
2.施設賠償責任保険金支出	402,860	390,480	12,380	【対人保険料率】864.0×(4.26+△0.04)×9,896名÷100 【対物保険料率】56.80×(7.51+△0.03)×9,896名÷100
3.事務費支出	30,000	30,000	0	運営委員会諸費、為替手数料
4.事故対策費積立金への繰入支出	3,400,000	3,400,000	0	
5.予備費支出	500,000	500,000	0	
6.次年度繰越金	2,740,458	2,199,176	541,282	
支出の部合計	8,073,318	7,519,656	553,662	

令和4年度
教育後援会事故対策費積立金収支予算書
令和4年4月1日～令和5年3月31日

(単位:円)

科 目	4年度予算額(A)	3年度予算額(B)	差異(A)-(B)	摘 要
1.学生傷害見舞金からの繰入収入	3,400,000	3,400,000	0	
2.教育後援会からの補助収入	1,000,000	1,000,000	0	
3.受取利息・配当金収入	3,500	3,500	0	
4.前年度繰入金	0	0	0	
収入の部合計	4,403,500	4,403,500	0	

<支出の部>

科 目	4年度予算額(A)	3年度予算額(B)	差異(A)-(B)	摘 要
1.教育後援会奨学金への支払支出	3,992	4,647	△ 655	前年度積立金会計の運用果実
2.事故対策費積立金への繰入支出	4,399,508	4,398,853	655	
3.次年度繰越金	0	0	0	積立金会計において資産保有
支出の部合計	4,403,500	4,403,500	0	

【事故対策費積立金(内訳)】 令和5年3月31日予想 (単位:円)

種別(銘柄)	金額	摘 要
普通預金	¥20,700,000	年間利率(0.001%見込) ← 再運用予定
定期預金	¥100,000,000	1ヵ月・3ヵ月利率(0.002%見込)、大口定期利率(0.002%見込)
(有価証券)		
千葉県平成30年度第7回公募公債	¥10,000,000	年間利率(0.02%) 償還日(2024年2月23日) 時価(額面100円当たり 99.9811円)
兵庫県令和元年度第15回公募公債	¥30,000,000	年間利率(0.001%) 償還日(2024年10月23日) 時価(額面100円当たり 99.9005円)
合 計	¥160,700,000	

令和4年度
教育後援会奨学金収支予算書
令和4年4月1日～令和5年3月31日

収入の部

(単位:円)

科 目	4年度予算額(A)	3年度予算額(B)	差異(A)-(B)	摘 要
1. 奨学金基金	3,992	4,647	△ 655	事故対策費積立金より繰入
2. 奨学金返済収入	302,200	384,200	△ 82,000	当該年度返済額
3. 預金利子	100	100	0	
4. 前年度繰越金	9,162,203	8,912,320	249,883	
収入の部合計	9,468,495	9,301,267	167,228	

支出の部

科 目	4年度予算額(A)	3年度予算額(B)	差異(A)-(B)	摘 要
1. 奨学金	1,500,000	1,500,000	0	
2. 事務費	100,000	100,000	0	弁護士費用含む
3. 次年度繰越金	7,868,495	7,701,267	167,228	
支出の部合計	9,468,495	9,301,267	167,228	

武庫川女子大学 教育後援会規約

武庫川女子大学短期大学部

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、武庫川女子大学・武庫川女子大学短期大学部教育後援会という。

(事 務 所)

第2条 本会の事務所は、本学内に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、大学と家庭とが教育に対する責任を分かちあい、協力して立学の精神並びに教育網領の昂揚につとめることをもって目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 施設設備の充実 (2) 教師の研究助成
- (3) 保健衛生 (4) 職業指導
- (5) 学友会の援助 (6) 会員相互の親睦
- (7) その他必要と認める事業

(支 部)

第5条 本会の目的を達成するために、支部をおくことができる。

2 支部に支部長をおく。

第 3 章 会員及び役員

(会 員)

第6条 本会の会員は、在学生の父母または、これに代わる者とする。

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 3名
- (3) 監事 2名 (4) 庶務 若干名
- (5) 会計 若干名 (6) 支部長 若干名
- (7) 評議員

(顧 問)

第8条 顧問は学院長・学長及び会長の推薦する教職員1名とする。

2 顧問は会長の諮問にこたえる。

(役員の選出)

第 9 条 評議員は会員中より選出する。会長・副会長・監事・庶務及び会計は、評議員会に於いて互選する。

2 前項の規程に拘らず、第 3 条の目的を達するため、副会長・庶務及び会計のうち各 1 名は大学教職員中から選ぶ。

(役員の任期)

第 10 条 役員の任期は 1 年とする。ただし再任は妨げない。

(役員の職務)

第 11 条 本会の役員は、次の職務を行う。ただし、重要事項については、予め顧問の意見を聞くものとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統べる。
- (2) 副会長は、会長を助け、会長事故ある場合は、その代理をする。
- (3) 監事は、会計の監査をする。
- (4) 庶務は、記録及びその整理保管をする。
- (5) 会計は、経理事務を担当する。
- (6) 支部長は、支部の事務を掌理する。

第 4 章 会 議

(総 会)

第 12 条 本会は毎年 1 回定期総会を、必要な場合には臨時総会を開く。但し、都合により評議員会を以って之にかえることができる。この場合には会議の結果を文章を以って会員に報告する。

(評 議 員 会)

第 13 条 評議員会は、総会の前に開き、総会に附議する事項等を審議する。

第 5 章 会 計

(経 費)

第 14 条 本会の経費は、会員の負担する入会金・会費及び寄附金を以って之に充てる。

2 入会金は 1,000 円とし、会費は年額 7,000 円とする。

(会 計 年 度)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(昭和 61 年 6 月 7 日 改正)

(平成 3 年 6 月 29 日 改正)

(平成 23 年 6 月 11 日 改正)

(平成 28 年 6 月 11 日 改正)

(令和 4 年 6 月 4 日 改正)

学 生 傷 害 見 舞 金 規 程

(目 的)

第1条 本学学生の正課中の事故による傷害、及び本学公認団体又は公認ボランティア団体による正規の活動中の事故による傷害に対して、教育後援会が相互扶助を行うために、本規程を制定する。

(適用の範囲)

第2条 前条の正課中とは、本学の教育課程に基づく講義、実験、実習(校外実習を含む)、演習又は実技による学習活動中をいい、指導教員の指示に基づく卒論研究中又は各種学校行事(学科で行う海外研修を含む)及び授業又は、テスト等に関連した自主学習に参加している間を含む。

また本学公認団体の正規の活動とは、その団体の平素の練習及び教授会で承認された合宿、試合、公演等の活動をいう。

ただし故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、地震、津波、戦争、暴動による傷害等には適用しない。

(給付の種類と給付額)

第3条 この規程による給付の種類と給付額は次のとおりとする。

1. 死亡弔慰金

事故の日より90日以内に、その傷害に起因し死亡したとき……………150万円

2. 後遺障害見舞金

事故の日より90日以内に、その傷害に起因し、障がい者となったとき……………10～75万円

(基準) ◇両眼の完全失明……………75万円

◇1眼の完全失明……………35万円

◇1眼の矯正視力0.06以下……………10万円

◇両耳聴力の完全欠損……………75万円

◇1耳聴力の完全欠損……………35万円

◇1耳の聴力が50cmでは通常の話し声を解しないとき……………10万円

◇顔に著しく醜状を残すとき……………35万円

◇脊柱に著しい奇形や運動障害を残すとき……………35万円

◇両腕又は両脚を失ったとき……………75万円

◇両腕又は両脚の機能障害……………35万円

◇1腕又は1脚を失ったとき……………35万円

◇1腕又は1脚の機能障害……………10万円

◇手及び足の1指以上を失ったとき……………10～25万円

◇内臓の機能障害……………10～75万円

3. 傷害見舞金

医師の治療を受けたとき

◇第1日……初診料・その他……………全額

◇第2日以降60日まで

通 院……1日につき……………1,000円

リハビリ等の通院……1日につき……………500円

入 院……1日につき……………4,000円

(ただし、入院は30日を限度とする)

(申請手続)

第4条 この給付金を受けようとするものは、事故後90日以内に次の書類を学生部を経由して、武庫川女子大学・同短期大学部教育後援会に申請しなければならない。

(1)武庫川女子大学・同短期大学部・学生傷害見舞金申請書(所定用紙)

(2)医師・病院等の初診料等受領書

(3)医師・病院等の治療日数証明書(所定用紙。ただし、(2)の受領書等でわかる場合は不要。)

(4)死亡弔慰金又は後遺障害見舞金の場合は、医師の診断書

(運営委員会)

第5条 第3条に基づく後遺障害見舞金及び特別の事由による給付額の決定など、その他本会運営のために、教育後援会及び大学事務局から選出された若干名の委員による運営委員会を設ける。この委員会の詳細は別に定める。

(特別会費)

第6条 この制度を運用するための父母等の特別会費を年額500円とし、教育後援会の別途会計として経理する。

なお剰余金はこれを積立て、その一部は学生の厚生資金等に使うことができる。

2. この会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3. 教育後援会の監事がこの会計の監査を行う。

附 則

1. この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

2. この規程は、本学大学院生及び専攻科学生にも適用する。

附 則

この規程は、昭和61年6月7日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年6月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2. この規程は、本学大学院及び専攻科学生にも適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月4日から施行する。

教育後援会の学生傷害見舞金事業について

昭和53年度より教育後援会の相互扶助のための特別事業として「学生傷害見舞金」の制度が設けられている。

1. 見舞金が支払われる場合(規程第1条、2条)

1) 正課中の事故による傷害

- ・講義、実験、実習(校外学習を含む)、演習、実技による学習活動中
- ・指導教員の指示に基づく卒論研究中
- ・各種学校行事(学科で行う海外研修を含む)に参加中
- ・授業又は、テスト等に関連した自主学習中

2) 本学公認団体又は公認ボランティア団体による正規の活動中の事故による傷害

- ・平素の練習中
- ・教授会で承認された合宿、試合、公演等の活動中

2. 見舞金の種類及び額(規程第3条)

1) 死亡弔慰金150万円

(事故の日より90日以内にその傷害がもとで死亡したとき)

2) 後遺障害見舞金(基準は規程第3条参照)

.....10～75万円

(事故の日より90日以内にその傷害がもとで障がい者となったとき)

3) 傷害見舞金(医師の治療を受けたとき)

第1日初診料・その他全額

第2日以降60日まで

通院 1日につき 1,000円

リハビリ等通院1日につき 500円

入院 1日につき 4,000円

※入院見舞金については30日を限定とし、超過日数分については通院見舞金と同額とする。

3. 見舞金が支払われない場合(規程第2条ただし書き)

故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、地震、津波、戦争、暴動による傷害など。

4. この事業の会計や剰余金

- 1) この見舞金の財源は、教育後援会特別会費(年額500円)をもって、これに充てる。
- 2) 本会費は前期授業料等納入のとき一緒に納入する。
- 3) 剰余金はこれを積立て、その一部は学生の厚生資金等に使うことができる。

5. 見舞金申請の手続

・正課中(教室移動を含む)の事故
・公認団体又は公認ボランティア団体による正規の活動中の事故

⇒

学生部

1) 申請書類に添付する書類

○初診料、その他の費用の領収書(レシートでもよい)。歩行が困難でタクシーを使った場合は、その領収書(往路のみ)。

○治療日数証明書(所定用紙。ただし、上記の受領書等でわかる場合は不要。)詳細については、学生部傷害見舞金係へ相談すること。

(本人又は父母等かもしくは代理人)

6. この事業の運営及び見舞金額の査定

- 1) 父母等代表、学院代表、校医で構成する運営委員会で運営について協議する。
- 2) 年度ごとの決算及び予算は教育後援会総会(評議員会)に報告し、審議に付す。

武庫川女子大学 教育後援会奨学金規程

武庫川女子大学短期大学部

(趣 旨)

第1条 武庫川女子大学・武庫川女子大学短期大学部教育後援会(以下「教育後援会」という。)の特別事業である学生傷害見舞金規程第6条により、本奨学金を設ける。

(目 的)

第2条 この奨学金は、武庫川女子大学(大学院及び専攻科を含む。）・武庫川女子大学短期大学部（以下「本学」という。）に在学する学生で、経済的理由により学業の達成が困難である者に対し、授業料の一部を貸与して学業の達成を助成することを目的とする。

(名 称)

第3条 この奨学金を武庫川女子大学・武庫川女子大学短期大学部教育後援会奨学金（以下「奨学金」という。）、この奨学金を受ける者を武庫川女子大学・武庫川女子大学短期大学部教育後援会奨学生（以下「奨学生」という。）と称する。

(奨学生の資格)

第4条 奨学生となる者は、本学卒業又は修了学年に在学する学生で、修得単位及び在学期間等の卒業要件をみたしながら、品行方正・健康で、かつ、授業料の支弁が著しく困難であると認められる者とする。

(奨学金額)

第5条 奨学金の貸与額は、別表1により決定する。

(奨学生の募集)

第6条 奨学生の募集は、毎年10月に行う。

(奨学金の出願)

第7条 この奨学金を希望する者は、連帯保証人と連署の奨学生願書（様式1）及び推薦調書（様式2）に、所得に関する証明書を添え、学生部長を経由して教育後援会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

(奨学生の選考及び採用)

第8条 前条の願書類を受理した学生部長は、願書及び推薦調書を審査し、次条に定める選考委員会に諮る。

2 選考基準は、日本学生支援機構第一種奨学生推薦基準に準拠し、就職内定等の返済が見込まれる者とする。

3 奨学生として採用された者には、本人に通知する。

(奨学生選考委員会)

第9条 奨学生の採否及び前条の決定に関する審議を行うため、選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 教育後援会会長

(2) 教育後援会副会長

(3) 教学局長

(4) 学生部長

(5) 教務部長

(6) 学生部次長

(7) 学生課長

(誓約書及び借用証書)

第10条 奨学生に採用された者は、所定の誓約書及び借用証書を提出しなければならない。

2 前項の誓約書及び借用証書は、連帯保証人2名との連署とし、それぞれの印鑑証明を添付しなければならない。

3 連帯保証人1名は、父母又はそれに代わる者、1名は3親等以外の者とする。

(奨学金の返還)

第11条 奨学金の返還は、卒業後5年以内を原則とし、年賦の場合は毎年12月を返還月とし、月賦の場合は毎月27日を返還日とする。

2 借用金額に対する返還期間・返還年賦額は、別表2によるものとする。

3 奨学金の返還は、教育後援会が指定する金融機関へ振込まなければならない。

4 やむをえない事情により、奨学金の返還が困難になった場合は、事前に学生課へ届け出るものとする。
なお、猶予期間は5年を超えることはできない。

(延滞金)

第12条 延滞期日が6か月以上となった場合は、延滞金を徴するものとする。

2 延滞金の額は、6か月ごとに延滞分の返還金額の5%を課するものとする。

3 奨学生に経済的困難な事情があり、教育後援会役員会の承認を得て、延滞金を免除する場合がある。

(異動による届け出)

第13条 奨学金を受けた者が、最終返還期日までに次の各号のいずれかに該当する事由を生じた場合には、速やかに学生部学生課へ異動の届け出をしなければならない。

(1)本人・連帯保証人の氏名、住所、勤務先その他重要な事項に、変更があったとき。

(2)連帯保証人を変更したとき。

(3)本人が死亡したとき。

(奨学金返還の免除)

第14条 奨学生が、奨学金返還期間中に死亡又は重度心身障害者となった場合は、届け出により、以降の奨学金返還を免除する。

(庶務)

第15条 この奨学金に関する庶務は、学生部学生課が行う。

(実施細則)

第16条 この規程に定めるもののほか、この奨学金に関する細則を定める。

附 則

この規程は、平成7年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 (第5条)

奨学金貸与額ランク表

ラ ン ク		備 考
A	年額授業料の1/2相当額	※千円未満切り捨て額
B	〃 1/3 〃	
C	〃 1/4 〃	
D	〃 1/5 〃	

別表2 (第11条)

奨学金返還方法……原則として5年以内(貸与額により最長8年まで可)

貸 与 金 額	返 還 年 賦 額	返 還 年 数
(1)50万円未満の場合	10万円。返還年数処理の際に端数が生じた場合は、最終年賦額により加減する。	貸与額を10万円で除した数とし、端数がある場合は小数点第1位を四捨五入する。
(2)50万円以上の場合	貸与額を返還年数(5年)で除した、千円未満切り捨てた金額を年賦額とする。ただし、最終年賦額は、切り捨てた不足額を加算して返還する。	5年

※事情により8年までの返還年数を認められた場合は、原則として(2)に準じた返還を行うものとする。

※事情により年賦返還ができない場合は、月賦返還にすることができる。その場合の返還月数は年賦返還の月数とする。ただし、最初の返還は、卒業後6ヶ月経過後の返還日とする。

個人データの共同利用について

(1) 利用目的

教育後援会では、以下の利用目的の範囲内で、教育後援会で取得した父母等の個人情報を武庫川女子大学及び武庫川女子大学短期大学部（学校法人武庫川学院）と共同利用します。

①教育後援会主催行事の実施

総会、評議員会、地域別教育懇談会、講演会等の実施、会費徴収等

②その他教育後援会の目的達成のために必要とする事業

(2) 共同利用者の範囲

武庫川女子大学及び武庫川女子大学短期大学部（学校法人武庫川学院）

(3) 共同で利用する個人データ項目

①教育後援会費納入情報

②評議員情報（役員名、支部会名）

③地域別教育懇談会出席情報（出席会場名、出席情報）

④その他教育後援会活動の維持・活性化に必要な個人情報

(4) 個人データの管理について責任を有する者の名称

武庫川女子大学・武庫川女子大学短期大学部教育後援会



武庫川女子大学
武庫川女子大学短期大学部 教育後援会